

甲府市リサイクルプラザにおける感染拡大予防ガイドライン

共通事項について

(1) 換気設備の設置等（「密閉」の回避）

- ・換気扇の使用及び窓や出入口等の開放等により、一人当たりの必要換気量を確保する。

(2) 施設内の混雑の緩和（「密集」の回避）

- ・利用者数を制限する。
- ・フロントにて入場者の名簿を作成する。
- ・人の密集を減らすための対策を講じる。

(3) 人と人との距離の確保（「密接」の回避）

- ・最低1 m（マスク着用のない場合は2 m）の対人距離を確保する。
- ・対人距離を確保することや、近距離での会話や発声を避けるよう周知する。
- ・フロントは、透明ビニールカーテンで遮断する。

(4) 手洗い・手指消毒の実施

- ・職員は定期的に、利用者は入場時に、手洗い及び手指の消毒を行う。
- ・職員は、出勤時や他者との接触が多い場所に触れた場合は、必ず手洗い及び手指の消毒を行う。
- ・各所入口に消毒液を設置し、利用者の手指の消毒を徹底する。

(5) マスク着用の遵守

- ・職員はマスクの着用を遵守する。
- ・利用者は、原則マスク着用とする。

(6) 体調チェック

- ・職員に対しては、業務開始前に検温・体調確認を行う。発熱（例えば平熱より1度以上）や軽度であっても風邪症状（せきやのどの痛みなど）、嘔吐・下痢等の

症状がある場合には、出勤を停止する。

- ・入場者に対しては、入場時に体調チェックを行う。事前に検温していない入場者は、その場で検温する。発熱（例えば平熱より1度以上）や軽度であっても風邪症状（せきやのどの痛みなど）、嘔吐・下痢等の症状がある場合は、施設利用をお断りする。

（7）清掃・消毒

- ・他者と共用する物品や複数の人の手が触れる場所は、職員が定期的に高濃度エタノールや次亜塩素酸により消毒する。
- ・施設内でスリッパは使用しない。

（8）利用制限

- ・利用者は原則県内在住者とする。

（9）チェックリストの作成、確認

- ・チェックリストを作成し、毎日確認を行い、1週間分を甲府市に報告する。

各施設について

【体育館】

- ・利用人数の上限は40名とする。
- ・マスク着用が困難な場合は、2m以上の対人距離を確保する。
- ・使用した器具は、利用者が消毒し、職員が確認する。

【会議室】

- ・利用人数の上限は20名とする。
- ・マスク着用が困難な場合は、2m以上の対人距離を確保する。
- ・使用した器具は、利用者が消毒し、職員が確認する。

【和室】

- ・利用人数の上限は15名とする。
- ・マスク着用が困難な場合は、2m以上の対人距離を確保する。
- ・使用した器具は、利用者が消毒し、職員が確認する。

【トレーニングルーム】

- ・利用人数の上限は10名とする。
- ・トレーニングマシンの配置間隔は1m以上確保する。
- ・配置間隔が1m保てない場合は、台数を制限し間隔を確保する。
- ・マスク着用が困難な場合は、2m以上の対人距離を確保する。
- ・使用した器具は、利用者が消毒し、職員が確認する。

【浴室】

- ・利用人数の上限は男女各12名とする。
- ・浴室の換気扇を稼働させ、窓やドアを開けるなどして換気を行う。
- ・サウナは使用しない。
- ・脱衣所の利用者数の上限は男女12名とし、ロッカーは1つおきに使用を制限して間隔を空ける。

【プール】

- ・利用人数の上限は150名とする。
- ・プール内、プールサイドでは、人と人との距離を十分に確保し、密にならないようにする。
- ・シャワー室の1回の利用者数の上限は男女各2名とし、換気扇を稼働させる。
- ・更衣室は、換気扇を稼働させ、窓やドアを開けるなどして換気を行う。
- ・更衣室の利用者数の上限は男女8名とし、ロッカーは1つおきに使用を制限して間隔を空ける。

【休憩コーナー】

- ・利用人数の上限は8名とする。
- ・席の間隔は、1m以上を確保する。(マスク着用のない場合は2m)
- ・ドアや窓を開放し、テーブルや椅子は定期的に消毒する。

【トイレ】

- ・不特定多数が接触する場所(便座、スイッチ、洗浄レバー等)は、定期的に消毒を行う。
- ・トイレ使用時に、便座クリーナーを使用するよう周知する。
- ・通常のトイレ清掃だけでなく、定期的な確認を行い、必要に応じて清掃・消毒を行う。

- ・トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう周知する。
- ・男子小便トイレは、使用者同士の距離が1 m（マスク着用のない場合は2 m）の距離を確保する。

【図書コーナー】

- ・図書コーナーは、閉鎖とする。